

# 最近の国際金融情勢について

令和8年4月8日

財務省国際局

1. G7関係（世界経済と中東情勢）
2. 重要鉱物
3. 日韓財務対話
4. 経済安保推進法・JBIC法の改正について

# G7財務大臣オンライン会合のポイント (2026年3月9日 21:30~22:30)

- ◆ **足元の中東情勢が、世界経済、貿易、金融市場等に与える影響**が議題。
- ◆ G7財務大臣に加え、国際機関（IMF、世界銀行、OECD、国際エネルギー機関（IEA）のトップ）が参加。
- **IEA**は、現在のエネルギー市場の状況を踏まえ、**ホルムズ海峡の再開**や**各国の石油備蓄の放出**に早急に取り組む旨を呼びかけ。
- **IMF**は、足元の中東情勢が、**金融市場**や**世界経済**に与える影響について説明。
- **日本**からは、以下を発言。
  - ➔ 原油高を受けた、株式市場及び為替を含む日本の金融市場の変動について説明。
  - ➔ ホルムズ海峡を経由する海上輸送は、原油輸入の90%を中東に依存する我が国を含むアジア各国のエネルギーの安定供給確保や、国際的なエネルギー市場の安定等にとって極めて重要。**米の国際開発金融公社（DFC）**及び**英ロイズ**による**海上保険提供**の取組みを歓迎。**財務大臣は、IEA加盟国による原油備蓄の協調放出を、所管大臣に働きかけるべき。**
  - ➔ 中東を巡る状況が刻々と変化していく中、引き続き、**G7財務大臣間で緊密な情報共有に努め、必要なメッセージと施策をタイムリーに打ち出すべく、連携が必要。**
- ◆ 会合後、議論の成果をまとめた**G7財務大臣共同声明**を発出。
  - ✓ 我々、G7財務大臣は、国際通貨基金（IMF）、世界銀行グループ（WBG）、経済協力開発機構（OECD）、国際エネルギー機関（IEA）の長と共に、3月9日にヴァーチャル会合を開催した。
  - ✓ 我々は、現在の中東の紛争と、それが地域の安定、世界経済の状況、及び金融市場に与える影響、並びに通商航路の保護の重要性について議論した。
  - ✓ 我々は、エネルギー市場の状況と動向への注視を続け、情報交換を行い、G7内で、また、国際的パートナーと協調するために、必要に応じて会合を開く。**我々は、備蓄放出などエネルギーの世界的供給を支援することを含め、必要な対応を講じる用意がある。**

- ◆ **足元の中東情勢がエネルギー市場や世界経済、金融市場に与える影響**について議論。
- ◆ G7財務大臣、中銀総裁、エネルギー大臣に加え、国際機関（IMF、世界銀行、OECD、FSB、国際エネルギー機関（IEA））が参加。

○ **片山財務大臣**からは、以下を発言。

- ➔ 中東の現下の情勢を受け、**原油市場や、株式、債券、為替等の金融市場が大きく変動する状況が継続。特に足元では、原油先物市場の変動が為替市場にも波及しており、国民生活や経済に影響を与え得ることから、極めて高い緊張感を持って市場を注視。**
- ➔ ホルムズ海峡を通じたエネルギー輸入が多い**アジア地域**について、既に一部の国で、勤務日の削減や移動制限等、**経済社会活動の抑制**を余儀なくされており、**エネルギー供給不足が、新たな供給ショックとして経済に悪影響を与えないか、注視が必要。**
- ➔ その上で、G7が、IMFやMDBsともよく連携し、世界のエネルギー、金融市場、経済の安定に向け、この困難に対応すべき。

○ 会合後、議論の結果をまとめた**G7エネルギー大臣・財務大臣・中央銀行総裁共同声明**（次項）を発出。

# G7エネルギー大臣・財務大臣・中銀総裁会合声明（2026年3月30日）

- 我々、G7エネルギー大臣・財務大臣・中央銀行総裁は、変化する中東情勢並びにそれによるエネルギー市場、世界経済及び金融安定性への影響を評価するため、3月30日にヴァーチャル会合を開催した。
- 3月9日のG7財務大臣の議論及び3月10日のエネルギー大臣の議論を踏まえ、また、国際通貨基金（IMF）、世界銀行グループ（WBG）、経済協力開発機構（OECD）、国際エネルギー機関（IEA）、及び金融安定理事会（FSB）による進行中の評価に基づき、我々は諸動向やそれが世界の成長に及ぼす潜在的な影響及び金融市場の状況を引き続き注視する。我々は、石油備蓄の過去最大の協調放出を承認した3月11日のIEA加盟国の決定を歓迎する。
- 特に、G7中央銀行は、それぞれのマンデートに沿って、物価安定の維持及び金融システムの強靱性の継続的な確保に強くコミットする。金融政策は引き続きデータに基づいて行われる。このため、中央銀行は、エネルギー価格やその他商品価格の圧力が、インフレ、インフレ期待及び経済活動に与える影響を注視している。
- 我々、G7エネルギー大臣及び財務大臣は、適切に機能し、安定的で、かつ透明性のあるエネルギー市場を確保するとの我々の強いコミットメントを改めて強調する。我々は、国際的な石油・ガス市場における十分な供給を維持するための適切な努力を支持するとともに、市場状況の円滑化に寄与し、過度な変動を制限するための、国ごとの状況に応じて需要を管理するIEAが示した選択肢に留意する。この文脈において、我々は、全ての国に対し、炭化水素及び関連製品に不当な輸出制限を課すことを控えるよう求める。
- 我々は、世界経済の安定とエネルギー安全保障にとって不可欠なものとして、航行の安全や重要な海上航路及びインフラの保護を含む、安全かつ途切れのない貿易の流れの重要性を改めて確認する。
- 我々は、エネルギー市場の安定と安全を維持すること等を目的に、我々のパートナーとの緊密な協調の下、全ての必要な措置を講じる用意がある。我々は、波及効果を軽減しマクロ経済の安定を守るための、国際的に連携された行動の重要性を認識する。
- 我々は、自らの領土一体性及び生存する権利を守るウクライナ並びにウクライナの自由、主権及び独立に対する我々の揺るぎない支持を改めて確認するとともに、ウクライナの公正かつ永続的な平和を実現する観点から、ロシアに対する圧力を維持するとの我々のコミットメントを再確認する。
- 我々、G7エネルギー大臣・財務大臣・中央銀行総裁は、IMF、世界銀行グループ、OECDに対し、途上国への影響、セクター別の影響、並びに、重要鉱物を含む戦略的バリューチェーン及び食料安全保障への含意を含む、エネルギー市場の動向が経済に与える影響について評価を深め、春会合の時までに報告することを求める。
- 我々は、IEAに対し、エネルギー市場の動向の注視の継続、並びに、あり得る情勢の展開に向き合うための適切な措置をIEA加盟国が設計することに資する、加盟国に向けたタイムリーな分析及び予想されるシナリオの提供を求める。
- 我々は、FSBに対し、金融市場の潜在的な脆弱性の監視の継続を求める。
- 我々は、G7内で、また、国際的なパートナーと、情報交換及び緊密な連携を継続するとともに、さらなる展開に対応すべく、必要に応じて会合を開く用意がある。

1. G7関係（世界経済と中東情勢）
2. **重要鉱物**
3. 日韓財務対話
4. 経済安保推進法・JBIC法の改正について

# 日本に対する中国の輸出管理措置 (2026年1月6日・2月24日)

## 中国商務部公告2026年第1号 (2026年1月6日)

- 日本の軍事ユーザー・軍事用途、及び日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー・用途へのすべてのデュアルユース品目の輸出を禁止する。
- いかなる国・地域の組織・個人も、上記の規定に違反し、中華人民共和国原産の関連デュアルユース品目を日本の組織・個人に移転または提供した場合、法に基づき法的責任を追及する。

## 中国商務部公告2026年第11号及び第12号 (2026年2月24日)

- 「管理リスト」及び「懸念リスト」に日本企業等計 40 団体を掲載
  - 「管理リスト」：デュアルユース品目の掲載団体向け輸出を禁止 (第三国経由含む)
    - 【リスト掲載団体例】
    - ・三菱造船株式会社 ・川崎重工業株式会社航空宇宙システムカンパニー
    - ・富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 ・NECネットワーク・センサ株式会社
    - ・株式会社IHI原動機 ・防衛大学校 ・宇宙航空研究開発機構 (JAXA)
  - 「懸念リスト」：デュアルユース品目の掲載団体向け輸出審査を厳格化
    - 【リスト掲載団体例】
    - ・株式会社SUBARU ・富士エアロスペーステクノロジー株式会社 (FATEC) ・ENEOS株式会社
    - ・伊藤忠アビエーション株式会社 ・東京科学大学 ・三菱マテリアル株式会社 ・TDK株式会社
    - ・三井物産エアロスペース株式会社 ・日野自動車株式会社

## 1. 開催の経緯

- レアアースを含む重要鉱物サプライチェーンの強靱化について関係国の財務大臣間で議論したいとの**米・ベッセント財務長官**の意向で開催。G 7と同志国（豪・韓・印・墨）の財務大臣等が出席。日本からは**片山財務大臣**が出席。

## 2. 片山財務大臣からのプレゼン概要

- 片山大臣は、ベッセント長官の求めに応じて、冒頭プレゼンを行い議論をリード。主な内容は以下の通り。
  - 1月6日に中国政府が発表した、日本向けの新たな禁輸措置は、①幅広い品目を対象とし得る曖昧な記載となっていること、②再輸出規制を導入しており第三国にも広く悪影響が及び得ること、等から**極めて問題**であると指摘。
  - 日本の経験として、2010年の尖閣諸島沖の漁船衝突事件以降、中国が取った日本向けレアアースの禁輸措置に対する日本の取組（調達先の多様化、リサイクル、省レアアース）を紹介。日本のレアアース対中依存度が下がった実績（2010年:約90%→2024年:60%強）も共有。
  - 日本の経験も踏まえ、今後、G 7及び同志国で、需要・供給双方の面から、短期・中期・長期で取り組むべき政策の考え方を提示。

## 3. 主な議論 （※）米国財務省Readout、大臣ぶら下がり記者会見（1/12）等

- 日本のプレゼン、特に、レアアースの中国依存の低減に強い関心。リサイクル技術の共有への期待あり。
- 財務トラックだけではなく、エネルギーや貿易トラックとの連携の重要性を共有。
  - ⇒ レアアースの対中依存度を、スピード感を持って引き下げていくため、サプライチェーンの混乱や操作に対する強靱性を構築すべく、関係各国で取り組むことに合意。この点を含め、米財務省がプレスリリースを発出。

（仮訳） 2月4日重要鉱物閣僚会合に続く、米国政府、欧州委員会及び日本政府との間の共同プレスステートメント  
経済安全保障の前進—EU、日本、米国は重要鉱物サプライチェーン強靱性に関する戦略的パートナーシップを形成する  
2026年2月4日、ワシントンD.C.において

- 本日、米国、欧州連合及び日本は、EU加盟国数か国も参加したワシントンD.C.にて開催された重要鉱物閣僚会合において一堂に会した。
- **米国、欧州連合及び日本は、今、重要鉱物のサプライチェーンの強靱性を共同で強化することにより、経済安全保障及び安全保障の増進に向けて大きな進展を遂げている。米国、欧州連合及び日本は、2つの要素について、互恵的なパートナーシップに向けて協調的な取組を加速する意図を表明した。**
- これは**重要鉱物サプライチェーンの安全性の向上を目的とした米国と欧州連合の間の了解覚書を30日以内に結ぶ**とのコミットメントを含む。今後米国と欧州連合との間で結ばれる了解覚書は、採掘、精錬、加工及びリサイクルでのプロジェクトを特定し支援することにより、需要を刺激し米国及び欧州連合双方の供給を多様化するための協力分野を特定する。また、その覚書は、サプライチェーン途絶の防止、研究・イノベーションの取組の促進、備蓄に関する情報共有の促進のための措置に係る議論を含む。**加えて、2025年10月27日に日米両国の首脳が「採掘及び加工を通じた重要鉱物及びレアアースの供給確保のための日米枠組み」を署名**しており、上述の領域を包含している。
- **米国、欧州連合及び日本は、既存の国際協力及びイニシアティブを基盤として、行動計画を発展させ、重要鉱物の貿易において志を同じくするパートナーと共に、複数国間の貿易イニシアティブを探求する意図を有する。そのような複数国間の貿易イニシアティブは、国境で調整される価格フロア、基準に基づく市場、値差に係る補助金、オフテイク契約といった調整された貿易政策及びメカニズムの発展を探求することを含み得る。**
- 国務省が了解覚書に係る米国の関与を主導する。米国通商代表部が行動計画に係る米国の関与を主導する。
- 欧州連合、米国及び日本はG7並びに鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）及びその後継フォーラムを含む関連する国際場裏において、これらの観点について一層関与するとともに、重要鉱物の強靱性のための追加的な可能性及び他の措置を探求する意図を有する。

# 重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン（概要）（2026年3月19日）

- 2025年10月に日米両首脳が署名した「採掘及び加工を通じた重要鉱物及びレアアースの供給確保のための日米枠組み」に基づき、日米の協力を深化させるために作成。
- 同アクションプランの概要は以下のとおり。

## <アクションプラン>

- 重要鉱物に係るプライス・フロア等の貿易政策・メカニズムについて関係国と共に協議を行う。
- 中流・下流産業の競争力の維持・強化について協議を行う。
- 重要鉱物の貿易に係る複数国間の協定におけるプライス・フロア又はその他の措置の具体化や、サプライチェーンの強靱性確保に必要となる以下の規定について協議を行う。
  - 重要鉱物市場を支える貿易措置
  - 重要鉱物の採掘・加工・貿易に係る基準
  - 技術・規制に係る協力
  - 投資の促進と審査
  - 地理的なマッピングに係る連携
  - 重要鉱物サプライチェーンの途絶・危機を防ぐ速やかな対応に係る連携
  - 重要鉱物に係る新たな技術の研究開発
  - 備蓄に係る連携
  - 経済的威圧に対処する取組に係る連携
- 日米両国等が関心を有する採掘・加工・製造に係るプロジェクトの特定と資金・政策上の優先的支援、重要鉱物の地質情報共有による市場の透明性向上に取り組む。

1. G7関係（世界経済と中東情勢）
2. 重要鉱物
3. 日韓財務対話
4. 経済安保推進法・JBIC法の改正について

## 第10回日韓財務対話のポイント（2026年3月14日 於：東京）

- 日韓両国の首脳シャトル外交が着実に進む中、第10回日韓財務対話を開催。（前回は2024年6月末）
- 現下の世界・地域経済、経済安全保障、及び多国間・二国間の協力強化の方策を含め、広範な事項について意見交換を実施。
  - **世界・地域経済**：地政学的緊張等、とりわけ中東情勢について議論を行い、エネルギー安定供給に向けた緊密な連携の重要性を確認。AI等への投資促進が経済成長を強化する可能性についても意見交換。最近の急速な韓国ウォン安及び円安に関する深刻な懸念を表明。
  - **経済安全保障**：グローバル・サプライチェーンの強化が経済安全保障上の優先事項であるとの認識のもと、RISEパートナーシップ等の多国間イニシアティブの推進に合意。北朝鮮による拡散金融が国際安全保障に対する深刻な脅威をもたらしているとの認識を共有。
  - **二国間協力**：二国間通貨スワップ契約を含む両国間金融協力の重要性を再確認し、この協力のあり得る更なる改善についての議論を継続することに合意。財務次官級協議・若手職員交流、研究機関間の協力を歓迎。
  - **多国間協力**：ASEAN+3での取組や議論における協力を確認。具体的には、以下の4点。
    - ① 地域金融セーフティネットを一層強化するため、チェンマイ・イニシアティブの実効性を高め、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィスのサーベイランス・技術支援能力をさらに強化する取組。
    - ② アジア債券市場育成イニシアティブの次期ロードマップ作成に向けた議論。
    - ③ 災害リスクファイナンスイニシアティブについて、制度的枠組みの強化を含み次期ロードマップ策定に向けた進捗について歓迎。
    - ④ 地域の決済統合を、関連するリスクに対処しながら進めるための協力。
- 次回の開催：おおむね1年以内に、第11回日韓財務対話を韓国で開催することに合意。

1. G7関係（世界経済と中東情勢）
2. 重要鉱物
3. 日韓財務対話
4. 経済安保推進法・JBIC法の改正について

# 経済安全保障推進法制定時のスケジュール（2021年～2022年）

- 2021/10/4 総理 首班指名
- 10/8 所信表明演説  
「第三の柱は、経済安全保障です。新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。強靱なサプライチェーンを構築し、我が国の 経済安全保障を推進するための法案を策定します。」
- 11/19 第1回 経済安全保障推進会議**  
<総理指示>  
・関係大臣と協力して、法案策定の準備を進めること  
・内閣官房に経済安全保障法制準備室を設置し、法案準備を加速すること  
・有識者会議を立ち上げ、法案について専門的な見地から検討を進めること  
※「経済安全保障推進会議」  
・議長 内閣総理大臣  
・副議長 経済安全保障担当大臣、内閣官房長官  
・構成員 総務大臣、法務大臣、外務大臣ら、内閣総理大臣が指名する国務大臣
- 11/26 第1回 経済安全保障法制に関する有識者会議
- 2022/2/1 第4回 経済安全保障法制に関する有識者会議（提言とりまとめ）
- 2/4 第2回 経済安全保障推進会議（提言報告）
- 2/25 経済安全保障推進法案 閣議決定
- 5/11 経済安全保障推進法 成立**

# 経済安全保障推進法の全体像（令和4年法律第43号）

## （1）サプライチェーンの強靱化

特定重要物資の指定

事業者の計画認定・支援措置

政府による備蓄等の措置

計16物資を指定。予算総額2.55兆円のうち、**最大1.49兆円分・計143件の計画**を認定。

\* 抗菌薬、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物、船舶の部品、先端電子部品、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品

## （2）基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

対象事業等を法律・政省令で規定

事前届出審査

勧告・命令

計15分野について審査。

\* 電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレカ、港湾（港湾は2024年5月に追加）

## （3）先端的な重要技術の開発支援

国による支援

官民パートナーシップ（協議会）

調査研究業務の委託

Kプログラムでは、**予算総額5,000億円**を確保。「海洋」「宇宙・航空」「領域横断・サイバー空間」「バイオ」領域を対象に、121件の提案を採択済み。

## （4）特許出願の非公開

技術分野等によるスクリーニング

保全審査

保全指定

外国出願制限

補償

安全保障上機微な発明の特許出願について、保全指定をして公開を留保する仕組み。**2024年5月**より**審査開始**。

# 特定重要物資の安定供給確保の取組について

- 所管大臣は、各物資の取組方針に基づき、企業からの供給確保計画を認定し支援する。
- **16**の特定重要物資につき、予算の総額**2兆5,518億円**。

## 特定重要物資の主な支援措置の内容及び認定済計画数（計143件）

（2026年2月17日時点）

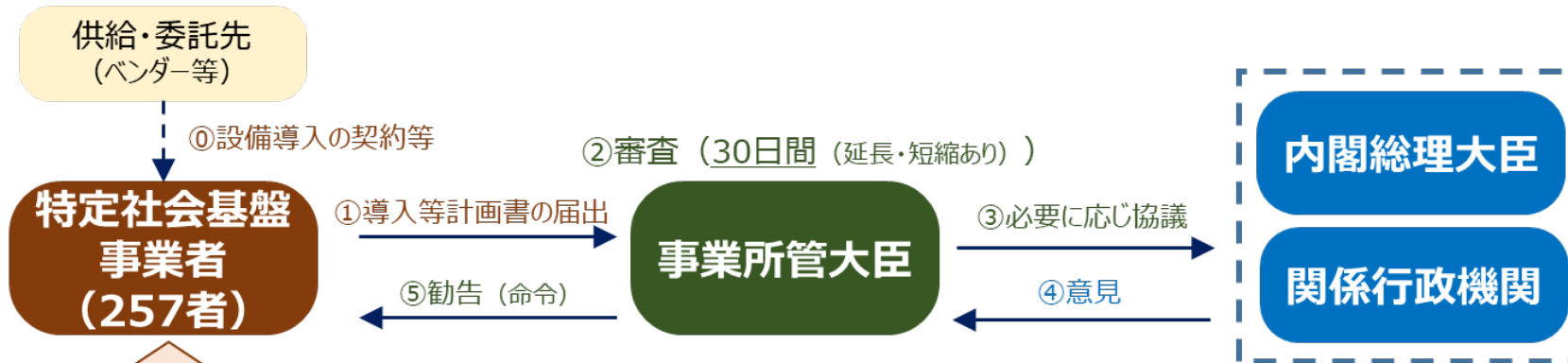
<b>抗菌性物質製剤</b> (厚労)(2件認定) 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	<b>肥料</b> (農水)(12件認定) 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	<b>船舶の部品</b> (国交)(10件認定) 生産基盤強化、研究開発 ・エンジン(2ストローク・4ストローク) ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ ・船体	<b>人工呼吸器</b> ※ (厚労・経産) 生産基盤強化 ・人工呼吸器本体
<b>半導体</b> (経産)(26件認定) 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置(部素材含む) ・半導体部素材(部素材含む) ・半導体原料(黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等)	<b>蓄電池</b> (経産)(42件認定) 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	<b>航空機の部品</b> (経産)(18件認定) 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・鋳造品 ・CMC ・SiC繊維 ・炭素繊維 ・スポンジタン	<b>無人航空機</b> ※ (経産) (取組方針策定中)
<b>永久磁石</b> (経産)(6件認定) 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジウム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアアース磁石	<b>先端電子部品</b> (経産)(4件認定) 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・磁気センサー ・電子部品製造装置(部素材含む) ・電子部品部素材(部素材含む)	<b>工作機械・産業用ロボット</b> (経産)(5件認定) 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・サーボ機構 ・CNCシステム ・減速機 ・PLC ・ボールねじ ・リニアガイド ・リニアスケール ・鋳物代替素材(ミネラルキャスト)	<b>人工衛星</b> ※ (経産) (取組方針策定中)
<b>重要鉱物</b> (経産)(6件認定) 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・ニッケル ・コバルト ・リチウム ・グラファイト ・レアアース ・ガリウム ・ゲルマニウム ・ウラン ・タングステン ・フッ素	<b>天然ガス</b> (経産)(1件認定) 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	<b>クラウドプログラム</b> (経産)(11件認定) プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機	<b>ロケットの部品</b> ※ (経産) (取組方針策定中)

(※) 2025年12月24日に追加指定。

# 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の概要

- 基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、**基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定し、国が指定した重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度を構築。2024年5月17日から制度運用開始。**
- 国は、特定重要設備が、我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。

## 制度のスキーム



(1) **対象事業**…法律で次の**15分野**を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込み。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送 <sup>(注)</sup>	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード

(2) **対象事業者（特定社会基盤事業者）257者**…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を指定・告示。

(注) 港湾運送分野については、2025年4月1日に施行。2025年11月2日より届出義務の適用開始。

(注) 特定社会基盤事業者数は、2026年2月末現在。

# 経済安全保障上の重要技術の育成のための現行制度について

- 経済安全保障推進法において、国は、**特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用**を図るため、**必要な情報の提供や資金の確保等の措置を講ずるよう努めること**とされている。
- 内閣総理大臣は、**特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とする基金を指定基金として指定**し、指定基金所管大臣と共同して**指定基金協議会を組織**する。
- この枠組みを活用し、**経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）**において、4つの領域を対象として、**計51の支援対象技術**を選定。これまでに、**38**の指定基金協議会を組織し、重要技術の育成を進めている（2026年2月末時点）。

## 研究開発ビジョン（第一次・第二次）

### 海洋領域

資源利用等の海洋権益の確保、海洋国家日本の平和と安定の維持、国民の生命・身体・財産の安全の確保に向けた**総合的な海洋の安全保障の確保**

- ・先端センシング技術を用いた海面から海底に至る空間の観測技術
- ・デジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術 等

### 宇宙・航空領域

宇宙利用の優位を確保する**自立した宇宙利用大国の実現、安全で利便性の高い航空輸送・航空機利用の発展**

- ・小型かつ高感度の多波長赤外線センサー技術
- ・航空機エンジン向け先進材料技術 等

### 領域横断・サイバー空間領域

領域をまたがるサイバー空間と現実空間の融合システムによる**安全・安心を確保する基盤の構築**

- ・ハイブリッドクラウド利用基盤技術
- ・ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な次世代蓄電池技術 等

### バイオ領域

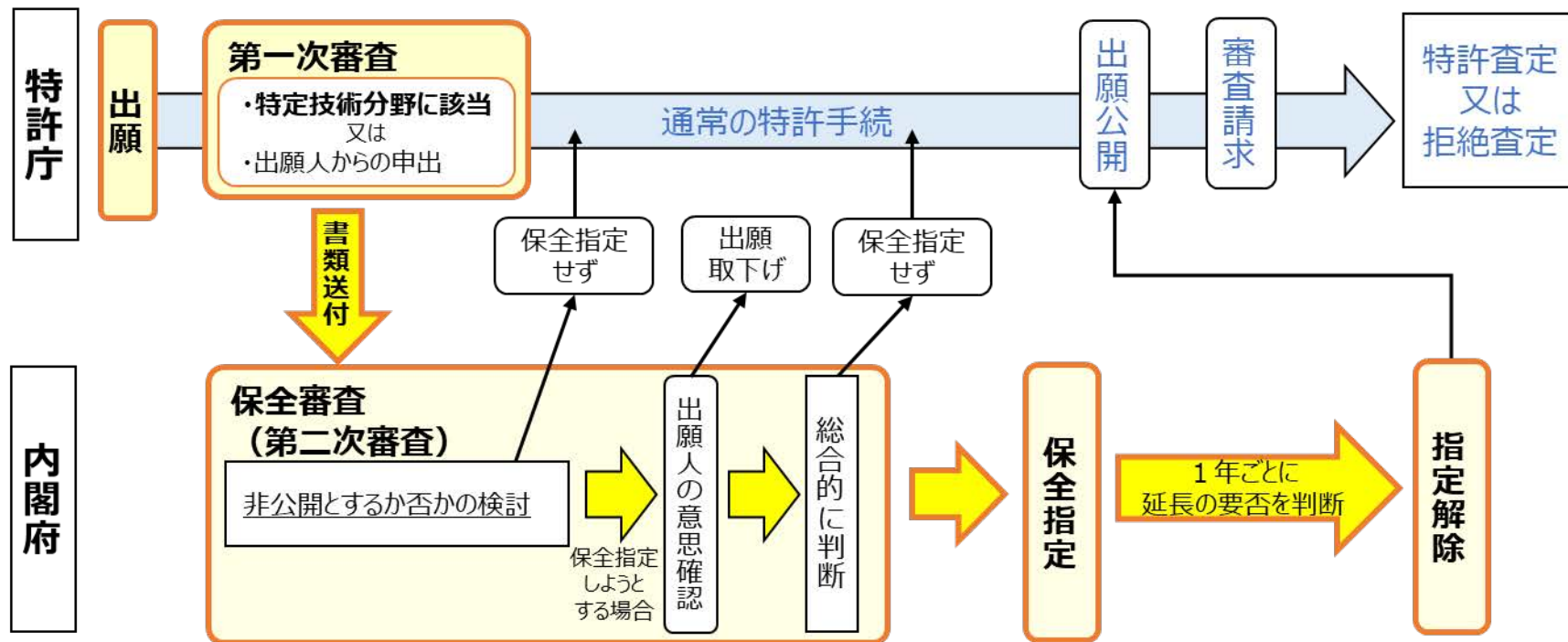
感染症やテロ等、有事の際の**危機管理基盤の構築**

- ・脳波等を活用した高精度ブレインテックに関する先端技術
- ・合成生物学、データ科学等の先端技術を利用した肥料成分の有効活用・省肥料化・肥料生産等に関する技術 等

# 特許出願の非公開制度の概要

- 公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されている特許出願につき、保全指定を行い、出願内容を非公開とすることで、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止するための制度を運用開始（2024年5月1日）。

## 出願から保全指定までの流れ



# 政府による経済安全保障の推進

- 新たな「**国家安全保障戦略**」（2022年12月）を策定するとともに、「**自律性の向上**」「**優位性・不可欠性の確保**」「**国際秩序の維持・強化**」という方向性の下、**国家及び国民の安全を経済面から確保**すべく、様々な施策を策定・実施。
- 「**重要土地等調査法**」（2021年6月）や、「**経済安全保障推進法**」（2022年5月）、「**重要経済安保情報保護活用法**」（2024年5月）等、新たな制度の創設も含め、**経済安全保障の推進に政府一体で取り組んできた**。

## 自律性の向上

### リスク点検

基幹産業の複雑化したリスクへの対応と脆弱性を点検・把握

### 重要土地等調査法

重要施設周辺等における土地等利用状況調査及び利用規制の実施等

## 経済安全保障推進法(2022年成立)

### 基幹インフラ

基幹インフラ役務の安定的な提供を確保

※ 「サイバー対処能力強化法」（2025年5月）において、基幹インフラ事業者等がサイバー攻撃を受けた際の官民連携等を強化

### サプライチェーン

重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化

### 特許出願非公開

出願人の権利を確保しつつ、安全保障上機微な発明の特許出願の公表・流出防止

## 優位性・不可欠性の確保

### 技術情報管理

国際輸出管理レジームに基づく厳格な輸出管理のほか、外為法上における「みなし輸出」対象の明確化や、官民対話スキームによる技術管理の徹底

### 投資審査

外為法上の投資審査・事後モニタリングについて執行体制を強化。事前届出免除制度等の見直しを実施

### 重要技術流出防止

研究の不正流出や技術流出リスク等に向けた取組の強化（留学生等の受入審査含む）

### 官民技術協力(K Program)

官民が連携し、技術情報を共有・活用することにより、先端的な重要技術の育成を支援

## 国際秩序の維持・強化

### 国際社会との連携

同盟国・同志国（グローバル・サウスを含む）との経済安全保障上の課題への対処

### 国際機関

WTOやOECD等を通じた非市場的政策・慣行等への対処

### ルールメイキング

AI・量子などの戦略分野での国際ルール標準の維持・強化・構築

### Run Faster戦略

AI・量子等先端領域における優位性の特定と強化

### 経済インテリジェンス

情報収集・分析・集約・共有等の充実・強化

### セキュリティ・クリアランス制度

重要経済安保情報の適切な管理（重要経済安保情報保護活用法【2025年施行】）

### 体制整備

関係府省庁の体制強化

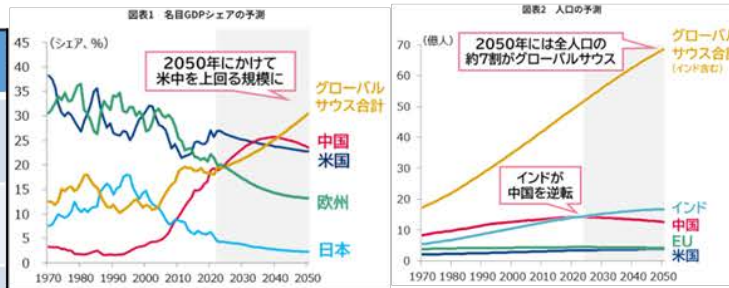
# 経済安全保障推進法成立後の国際情勢等に対する現状認識

- ウクライナ侵略やガザ情勢を始めとする地政学リスクの高まり、経済的措置を通じた脅威の増大、国際社会や世界経済におけるグローバル・サウス諸国のプレゼンスの拡大等、経済安全保障推進法成立後の国際情勢は大きく変化している。
- このような国際情勢に加え、経済安全保障に直結するA I・量子等の先端技術における技術開発競争が一層激化するなど、経済安全保障をめぐる課題が複雑化する中で、専門知識を集結し、政策決定に活用するとともに、官民連携を強化する必要性が高まっている。
- これらに加え、安全保障環境やデータを取り扱う環境の変化を踏まえ、我が国のデータの安全性を確保する必要性が高まっている。

## 中国による主な輸出管理措置 (2025年10月24日時点)

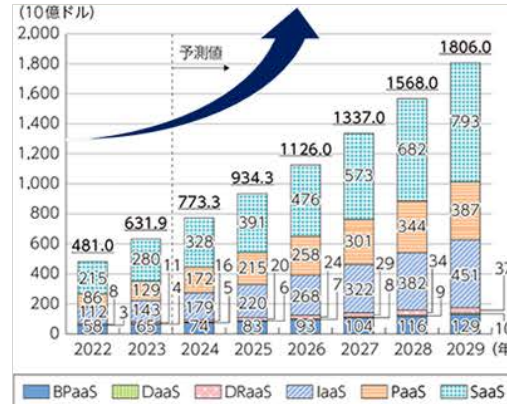
年	主な動き
2020年12月	中国輸出管理法の施行
2023年8月	輸出管理措置開始 (ガリウム・ゲルマニウム)
同12月	輸出管理措置開始 (黒鉛)
2024年9月	輸出管理措置開始 (アンチモン・超硬材料・ドローン等)
同12月	対米輸出管理措置強化 (ガリウム・ゲルマニウム・アンチモン等)
2025年2月	輸出管理措置開始 (タングステン・テルル等)
同4月	輸出管理措置開始 (サマリウム・ガドリニウム等レアアース7鉱種)
同10月	輸出管理措置発表 (ホルミウム等レアアース5種及びレアアース関連技術、レアアース再輸出規制等)

## グローバル・サウス諸国の台頭



(出典) 三菱総合研究所「ウクライナ危機で存在感増す「グローバルサウス」①」

## クラウドサービス市場規模 (売上高) の推移及び予測

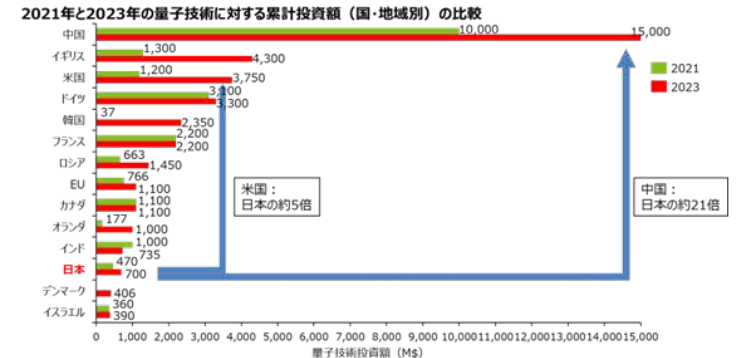


(出典) 総務省「令和7年版情報通信白書 (Statista Market Insights (2025年3月14日取得データ))」を基に作成

## A I・量子等の技術開発競争の激化



(出典) 人工知能戦略本部 (第1回) 資料2-1「人工知能基本計画の骨子 (たつき台) の概要について」



<https://www.qureca.com/quantum-initiatives-worldwide/>などを参考に作成

(出典) 経済産業省「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化 アクションプラン再改訂にむけて」

# 経済安全保障推進法※及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の概要①

## 趣旨

(※) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

**経済安全保障推進法の成立から3年が経過**する中、国際情勢の急速な変化や新たな課題に対して、迅速かつ強力に対応することが必要。このため、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力・人材力を含む**総合的な国力を強化しながら最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、以下の対応を講じる。**

## 概要

### 1. 重要な物資の安定的な供給の確保

重要な物資の安定供給確保を図るため、外部依存性や供給途絶蓋然性等の要件を満たす物資を「特定重要物資」として指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援。

#### ①重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援

**重要な物資について、その供給に不可欠な役務**に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合、特定重要物資として指定・支援する仕組みを整備。

#### ②安定供給確保に向けた努力義務・協力要請

安定供給確保に向けた**相互連携・協力の努力義務**、**支障が生ずるおそれがある場合の協力要請**等を規定。

### 2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査する制度。

#### ①医療分野の追加

基幹インフラ制度の対象事業に、**医療分野**（**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務及び一定の病院が行う医業等**）を追加。

#### ②制度の運用改善

事業者指定直後から届出可能とする等、**事業者等からの意見を踏まえた運用改善**を措置。

# 経済安全保障推進法※及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の概要②

(※) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

## 概要

### 3. 先端的な重要技術の開発支援

研究開発等の伴走支援を行う指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大。

### 4. 重要な海外事業の促進（新設）

経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設することとし、国際協力銀行法の目的規定に経済安全保障に係る新項を追加するとともに、国際協力銀行に新勘定を設け、同勘定から劣後出資等を供与することで民間資金の動員を図る仕組み等を創設。

### 5. 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）

#### ①総合的な経済安全保障シンクタンク

内閣官房を司令塔とし、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結して総合的な調査研究・政策提言を行う業務を独立行政法人経済産業研究所に追加。

#### ②官民協議会

官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う官民協議会を創設。

## 施行期日

・公布から1月後～1年6月以内 ※段階的に施行

# 重要な海外事業の展開支援（新設）

## 趣旨

- 昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要。
- 経済安全保障上重要な海外事業（特定海外事業）を支援するための新たな制度を創設。

## 概要

### 1. 特定海外事業の促進に関する基本指針を策定

<b>特定海外 事業</b>	海外において事業者が行う次に掲げる事業 (1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用 (2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用 (3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用
--------------------	---

### 2. 民間事業者による特定海外事業計画の策定

- (1) 民間事業者は、特定海外事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることを可能とする。
- (2) 主務大臣は、特定海外事業計画の認定に際し、国際協力銀行（JBIC）に対し情報の提供を求めることを可能とする。
- (3) 認定を受けた事業者は、主務大臣やJBICからの支援を受けることを可能とする。

### 3. 主務大臣による支援

主務大臣は、認定特定海外事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援を実施。

### 4. JBICによる支援（JBIC法を以下のとおり改正）

- (1) JBIC法の目的規定に、認定特定海外事業の実施に必要な金融を行い、もって経済安全保障の推進に寄与することを追加。
- (2) JBICは、認定特定海外事業に対する出資等の業務について、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理。
- (3) 認定特定海外事業に対する出資等の業務は、償還確実性・収支相償の原則の適用を受けないものとした上で、JBICは認定特定海外事業に劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。